

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合)
令和 6 年 6 月 28 日

茨城 県 知 事 殿



茨城県結城市大字結城10745番地24
社会医療法人 達生堂
理事長 白石裕比湖

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人 達生堂 城西病院	茨城県結城市大字結城10745番地24	救急医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
- 災害医療 ○ へき地医療 ○ 周産期医療 ○ 小児救急医療

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 達生堂
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県結城市大字結城 10745番地24
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 58 年 4 月 14 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 58 年 4 月 19 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	白石 裕比湖	城西病院管理者
理 事	多田 正毅	
同	大場 一輝	
同	藤田 善幸	
同	吉成 勉	
同	白川 一男	
同	廣瀬 雅裕	
監 事	村岡 昭博	
同	中里 昌弘	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

[別紙]

様式1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	城西病院	0810710152	茨城県結城市大字結城 10745番地24	一般病床175床 療養病床 86床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所				
介護老人保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
① 疾病予防運動施設 健診センター	茨城県結城市大字結城 10745番地24	
② 温泉療養運動施設 健診センター		
③ 老人訪問介護ステーション 休業中		
④ 介護職員初任者研修事業 社会医療法人達生堂城西病院 【茨城県の指定を受けて管理】		

〔別 紙〕

様式1

⑤ 結城市病児保育事業 城西病院病児保育室「ひばり」 【結城市的指定を受けて管理】		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 5月 25日 理事(理事長)・監事の任期満了に伴う選定と承認
年間事業報告 並びに決算報告の承認
- 令和 5年 9月 19日 借入金返済の承認
- 令和 5年 12月 5日 上期事業報告 並びに次期予算の承認
- 令和 6年 1月 16日 社員の退社・入社 並びに理事・監事の辞任・就任の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

様式2

法人名 社会医療法人 達生堂
 所在地 茨城県結城市大字結城10745番地24

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資産額	4,180,637 千円
2. 負債額	3,001,411 千円
3. 純資産額	1,179,226 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,639,589
B 固定資産	2,541,047
C 資産合計	(A+B) 4,180,637
D 負債合計	3,001,411
E 純資産	(C-D) 1,179,226

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 2. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3

法人名 社会医療法人 達生堂
 所在地 茨城県結城市大字結城10745番地24

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,639,589	I 流動負債	566,832
現金及び預金	849,042	支払手形	0
事業未収金	615,749	買掛金	114,235
有価証券	0	短期借入金	100,000
たな卸資産	55,074	未払金	206,194
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	2,660	未払法人税等	82
その他の流動資産	117,062	未払消費税等	0
II 固定資産	2,541,047	前受金	0
1 有形固定資産	2,385,506	従業員預り金	38,616
建物	4,033,047	前受収益	0
構築物	112,073	賞与引当金	54,473
医療用器械備品	834,507	その他の流動負債	53,229
その他の器械備品	112,515	II 固定負債	2,434,579
車両及び船舶	30,663	医療機関債	0
土地	256,764	長期借入金	2,076,792
その他有形固定資産	309,788	退職給付引当金	322,936
減価償却累計額	△ 3,303,852	その他の固定負債	34,850
2 無形固定資産	35,310	負債合計	3,001,411
借地権	30,000	純資産の部	
ソフトウェア	5,310	科目	金額
その他の無形固定資産	0	I 積立金	1,179,226
3 その他の資産	120,230	代替基金	0
有価証券	0	○○積立金	0
長期貸付金	0	繰越利益積立金	1,179,226
保有医療機関債	0	II 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
役職員等長期貸付金	60,787	繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用	8,340	純資産合計	1,179,226
その他の固定資産	51,102	負債・純資産合計	4,180,637
資産合計	4,180,637		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。
4. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式4

法人名 社会医療法人 達生堂
 所在地 茨城県結城市大字結城10745番地24

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,878,965
2 事業費用	3,887,961	
(1)事業費		
(2)本部費	0	3,887,961
本来業務事業損失		8,996
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		306,938
2 事業費用	265,026	
附帯業務事業利益		41,911
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用	0	
収益業務事業利益		0
事業利益		32,915
II 事業外収益		
受取利息	367	
その他の事業外収益	29,352	29,719
III 事業外費用		
支払利息	36,837	
その他の事業外費用	910	37,748
経常利益		24,886
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	5,403	5,403
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		30,290
法人税・住民税及び事業税	82	
法人税等調整額	0	82
当期純利益		30,208

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 3. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

様式 5

法人名 社会医療法人 達生堂
 所在地 茨城県結城市大字結城10745番地24

※医療法人整理番号 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 達生堂

理事長 白石 裕比湖 殿

私たちは、社会医療法人達生堂の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月23日
社会医療法人 達生堂

監事 村岡 昭博

監事 中里 昌弘

独立監査人の監査報告書

令和 6年 5月24日

社会医療法人達生堂
理事会御中

公認会計士事務所

公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人達生堂の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」と言う。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

○ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切で無い場合は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

社会医療法人達生堂と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上